

基本構想

|      |                      |     |
|------|----------------------|-----|
| 第1章  | 総合計画策定の基本的な考え方       |     |
| 第1   | 計画策定の主旨と役割           | P 1 |
| 第2   | 計画の構成と期間             | P 2 |
| 第2章  | 射水市の概況               |     |
| 第1   | 地理的概況                | P 3 |
| 第2   | 歴史的概況                | P 3 |
| 第3章  | 市民の意識等               |     |
| 第1   | 市民ニーズ実態調査の概要         | P 5 |
| 第4章  | まちづくりの主要課題           |     |
| 第1   | 成長社会から成熟社会への転換       | P 7 |
| 第2   | 安全・安心に対する意識の高まり      | P 8 |
| 第3   | グローバル化の進展            | P 9 |
| 第4   | 持続可能な行財政運営           | P10 |
| 第5章  | 射水市の将来像              | P11 |
| 第6章  | まちづくりの基本理念           | P11 |
| 第7章  | 人口の見通し               | P12 |
| 第8章  | 土地利用の方向性             |     |
| 第1   | 土地利用の基本的な考え方         | P14 |
| 第2   | 土地利用の方向              | P14 |
| 第9章  | 基本構想の構成図             | P17 |
| 第10章 | まちづくりの基本方針           |     |
| 第1   | 豊かな心を育み誰もが輝くまち       | P18 |
| 第2   | 健康でみんなが支え合うまち        | P19 |
| 第3   | 個性に満ちた活気あふれるまち       | P20 |
| 第4   | 潤いのある安心して暮らせるまち      | P21 |
| 第5   | みんなで創る開かれたまち         | P22 |
| 第11章 | 構想の実現を目指して           |     |
| 第1   | 市民等との協働による計画の確実な推進   | P24 |
| 第2   | 成果を重視した計画の進行         | P24 |
| 第3   | 健全な行財政運営に裏打ちされた計画の推進 | P24 |

基本計画

|     |          |     |
|-----|----------|-----|
| 第1章 | 総論       |     |
| 第1  | 基本計画の構成  | P25 |
| 第2  | 基本計画の体系  | P26 |
| 第3  | 重点プロジェクト | P28 |

# 基本構想

## 第 1 章 総合計画策定の基本的な考え方

### 第 1 計画策定の趣旨と役割

本市では、平成 20 年 3 月に射水市として最初となる総合計画を策定し、個性豊かで輝きのあるまちづくりを進めています。

この間、人口減少・少子高齢化の急速な進展、回復の兆しはあるものの依然として厳しい経済・雇用情勢、さらには地球規模での環境問題の深刻化や東日本大震災の発生など、社会経済情勢が大きく変化しています。

また、本市においては、人口減少のペースが前回計画策定時の見通しを上回っている状況にあることや新湊大橋の開通や北陸新幹線の開業等の新たな社会資本の整備をどのようにまちのにぎわい創出につなげるのかといった課題があります。

こうした中、本市が持続的に発展していくためには、社会経済情勢等の変化に的確に対応した施策を展開する必要があります。

また、これまで取り組んできた施策の成果を検証し、更に継続・発展させ、射水市の将来像「豊かな自然 あふれる笑顔 みんなで創る きららか射水」の実現に向けた、一層の取組を推進する必要があります。

これらのことから、本市の進むべき方向性を示すとともに、市民と行政が適切な役割分担のもと、目標を共有し、協力しあって、まちづくりに取り組むための総合的かつ計画的な指針として、新たな総合計画を策定するものです。

なお、基本構想に示す「射水市の将来像」、「まちづくりの基本理念」については、社会情勢が変化する中であっても、まちづくりの根本となる基本的方向性を示すものであり、この計画においても、継承することとします。

## 第2 計画の構成と期間

### 1 計画の構成

この計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成します。

#### (1) 基本構想

基本構想は、本市の特性、魅力、広域的な位置付けを整理し、長期的な展望に立ち、将来の都市像やまちづくりの基本理念とその実現のためのまちづくりの基本方針を示すものです。

#### (2) 基本計画

基本計画は、基本構想で示した都市像、まちづくりの基本理念及びまちづくりの基本方針を実現するための体系や基本的な施策を示したものです。

なお、社会情勢等の変化にあわせた実現性の高い計画とするため、必要に応じて改定を検討します。

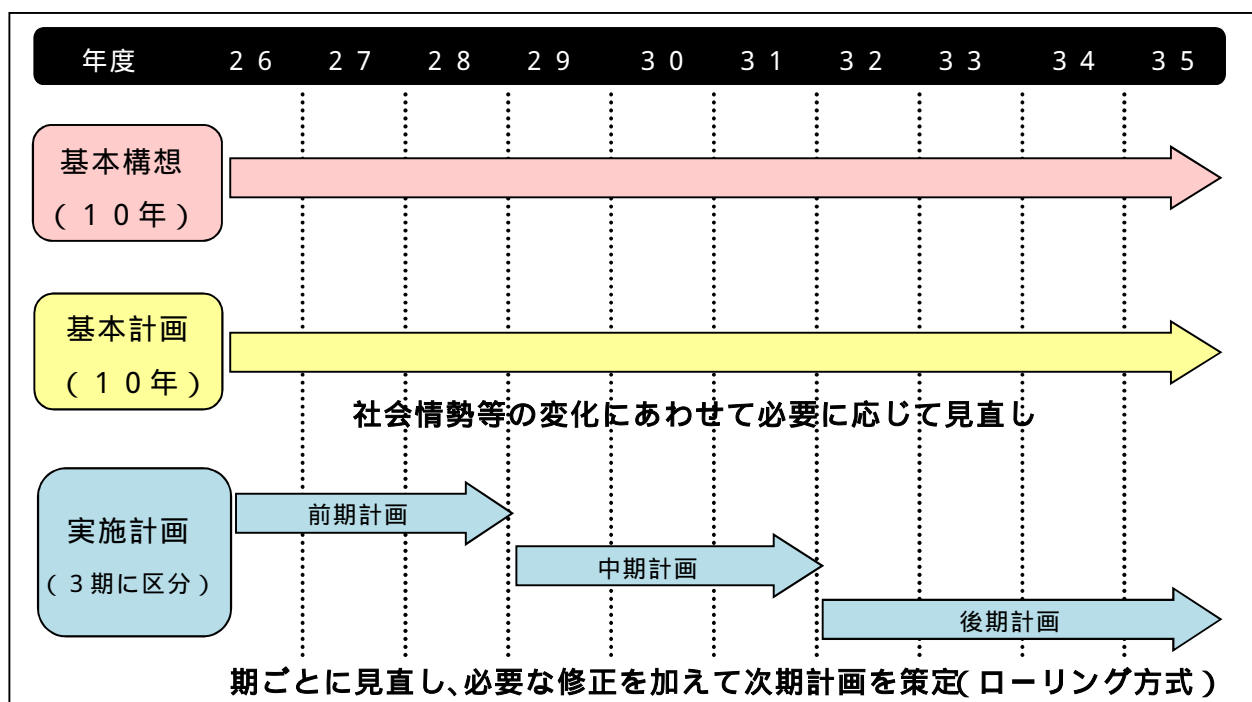
#### (3) 実施計画

実施計画は、基本計画に定められた施策や事業を効率的・計画的に実施するために必要な事業の年次計画を示すものです。

前期計画、中期計画、後期計画とし、期ごとに見直しを行い、必要な修正を加えて次期計画を策定していきます。(ローリング方式)

### 2 計画期間

この計画は、初年度を平成26年度とし、目標年度を平成35年度とする10年計画とします。



## 第2章 射水市の概況

### 第1 地理的概況

#### 1 位置と面積

本市は、富山県のほぼ中央に位置しており、北は富山湾に面し、東は富山市、西は高岡市に隣接しています。

本市域は、東西10.9キロメートル、南北16.6キロメートルで、総面積は109.18平方キロメートルとなっており、県土面積の約2.6パーセントを占めています。

#### 2 地 勢

本市は、広大な射水平野に、南部には射水丘陵があり、標高は海拔0メートルから140.2メートルとなっています。市内には、庄川、和田川、下条川、放生津内川等の河川があり、富山湾へ注いでいます。

市域は、庄川、神通川の土砂のたい積によって形成された三角州状の低平な地形からなる平野部と丘陵地で構成されており、四季折々において彩り豊かな自然がみられます。

また、日本海側のほぼ中央に位置し、国際拠点港湾である伏木富山港新湊地区（富山新港）や北陸自動車道小杉インターチェンジを有していることから、環日本海交流の拠点として、いわば360度の交流・連携を可能とする優位性を持っています。

### 第2 歴史的概況

本市の南部に位置する射水丘陵の北端には、旧石器時代の遺物が多く発見されています。また、縄文時代以降の遺跡が多数発掘されており、数千年の昔から人々の暮らしが営まれていたことが分かります。

「いみず」という地名は、かつて、「伊美都」・「伊弥頭」とも表されていました。奈良時代の713年に元明天皇が「風土記」撰進を命じた勅のなかで、郡郷の名は、好ましい漢字二文字で記すようにと命じたのを機に「射水」とされたと言われています。

かつての射水平野は、その中央部まで入り江が進入していたと考えられます。そこへ流れ込む多くの河川が運んでくる土砂のたい積作用により放生津潟と広大な低湿地が形成され、次第に平野全体が湿田化されました。

下地区の加茂神社は、平安時代の1066年に京都の下鴨神社から勧請して成立したとされ、射水地方の賀茂神を祭る社の総社とされています。当神社の祭礼に奉納される稚児舞（国指定重要無形民俗文化財）や流鏝馬（県指定無形民俗文化財）は古くからの伝承行事となっています。

鎌倉時代になると、放生津に守護所が置かれ、以後、数百年間、放生津は越中の政治、経済、文化の中心となり、室町時代の1493年には、室町幕府の将軍足利義材が京都での争乱を避け、5年間にわたり放生津の地に滞在しています。

江戸時代前期の1660年代以後には、旧北陸道が大門、大島、小杉、下を通り、大門地区、小杉地区、下地区は市場町、宿場町として栄えました。

昭和38年には、国営射水平野農業水利事業が行われ、平野は肥よくな乾田農地に生まれ変わりました。また、翌39年には、「富山・高岡新産業都市」の指定を契機に放生津潟を掘り込み、当時日本海側最大の富山新港の建設が開始され、その周辺は臨海工業地帯に、太閤山には一大ニュータウン、県民公園太閤山ランドが造成され、さらに、大学や研究機関も進出しました。

そして、平成17年11月1日に、地理的、歴史的にも産業・経済や文化、生活の上でも関連の深い新湊市、小杉町、大門町、大島町及び下村が合併し、射水市が誕生し、今日に至っています。

# 第3章 市民の意識等

## 第1 市民ニーズ実態調査の概要

本市では、まちづくりに対する市民意識を把握するため、前総合計画の中間年度に当たる平成24年度に「市民ニーズ実態調査」を実施しました。

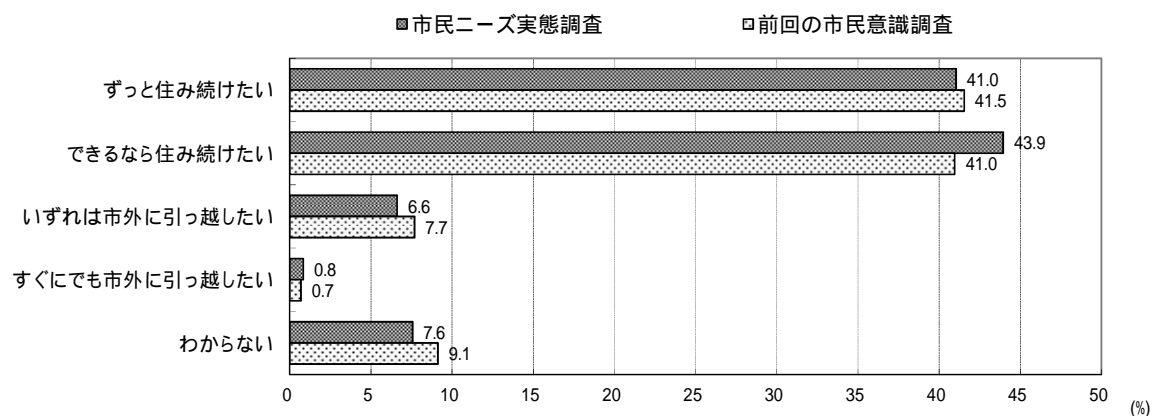
射水市内に居住する18歳以上の市民3,500人を対象に調査票を配付し、1,825人の方から回答がありました（回答率は52.1パーセント）。

### 1 定住意向

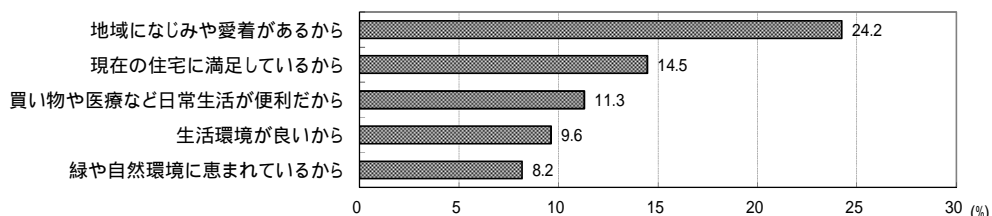
射水市への定住意向をたずねたところ、最も多かった回答は「できるなら住み続けたい」（43.9パーセント）で、「ずっと住み続けたい」（41.0パーセント）と合わせると8割を超えており（84.9パーセント）、平成22年度に実施した前回の市民意識調査の結果（82.5パーセント）を上回りました。

住み続けたい主な理由としては、地域や現在の住まいへの愛着のほか、買い物・医療などの日常生活の利便性の良さなどが多く挙げられました。一方で、市外へ引っ越したい主な理由としては、交通の便が悪いことや買い物・医療などの日常生活の不便さなどが多く挙げられました。

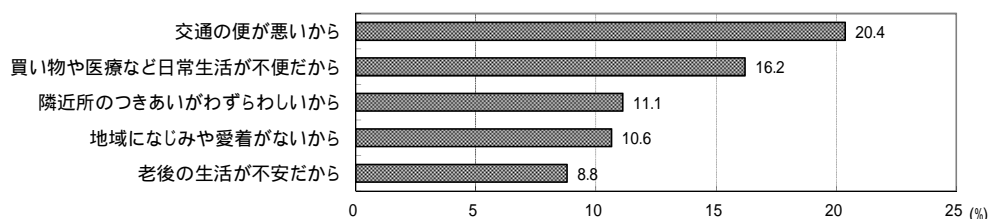
今後も射水市に住み続けたいと思いますか？



住み続けたい主な理由は何ですか？（2つ選択・上位5項目を表示）



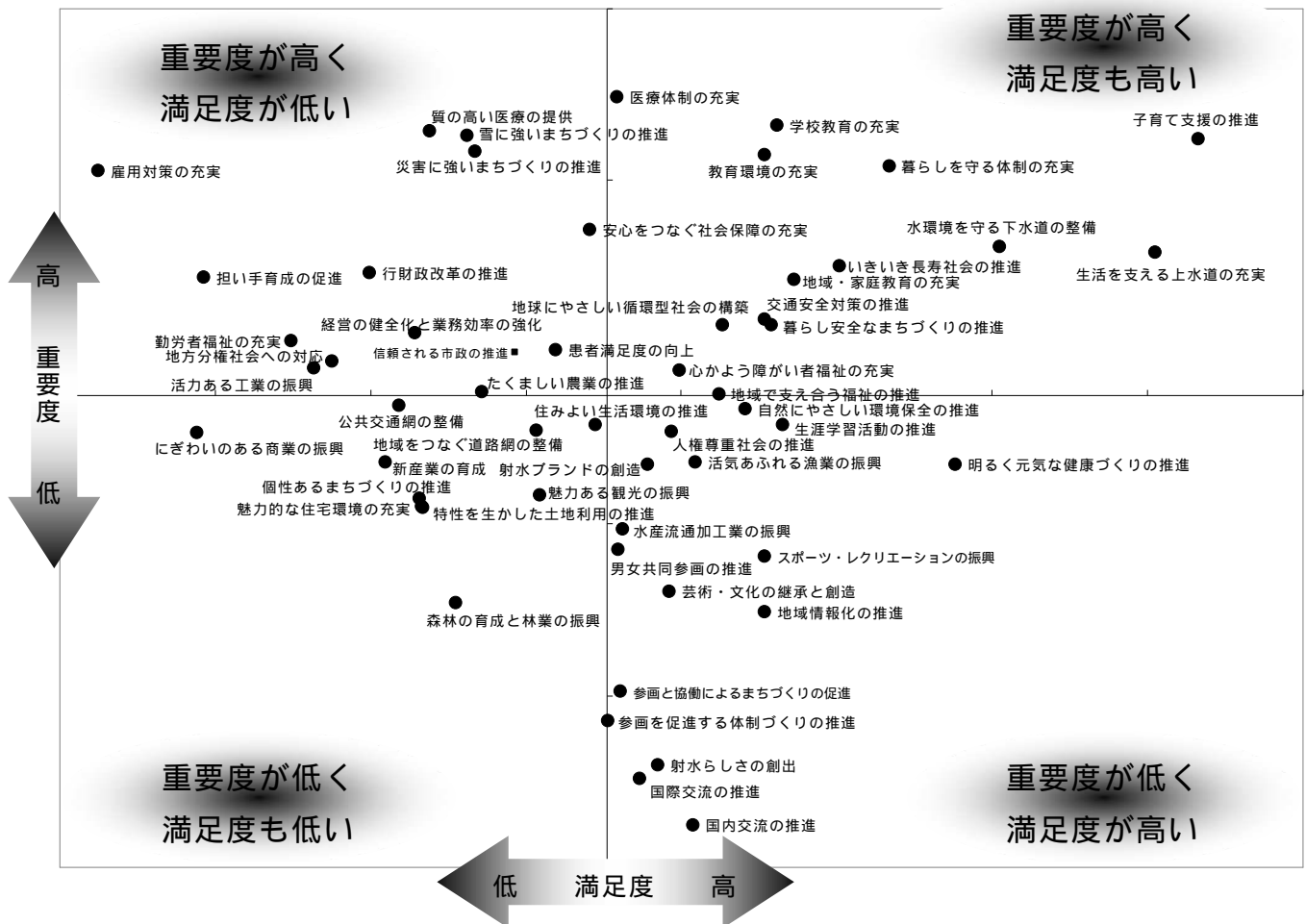
射水市以外に引っ越したい主な理由は何ですか？（2つ選択・上位5項目を表示）



## 2 各施策の満足度と重要度

前総合計画の施策に対する満足度と重要度をたずね、それぞれの平均値を軸に、「重要度が高く満足度も高い」、「重要度が低く満足度が高い」、「重要度が高く満足度が低い」、「重要度が低く満足度も低い」の4つに分類しました。

子育て支援や教育、快適で安全・安心な暮らし等に関する施策は、「重要度が高く満足度も高い」施策として、今後とも継続的な施策の推進が必要と考えられます。一方で、雇用対策や商工業の振興、医療、災害への対策等に関する施策は、「重要度が高く満足度が低い」施策として、今後、優先的に対応が求められていると考えられます。



## 第4章 まちづくりの主要課題

社会情勢の変化などを踏まえ、本市における今後のまちづくりを進めていく上での主要課題を整理します。

### 第1 成長社会から成熟社会への転換

#### 1 人口減少・少子高齢化の進展への対応

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）によると、我が国の人口は、平成22年以降、長期の人口減少過程に入り、平成60年には、1億人を割るものと予測されています。

本市の総人口は、同研究所「日本の地区別将来推計人口（平成25年3月推計）」に基づく試算によると、平成35年には9万人を割り、平成52年には8万人を割り、約7万7千人になると推計されています。

人口減少は、人口規模の縮小だけでなく、高齢者人口の増加、年少人口、生産年齢人口の減少といった人口構造そのものに不均衡を生じさせます。

また、未婚化・晩婚化などを背景に、出生数が減少し、更なる少子化の進行が予想されます。

他方、生活環境や食生活の改善などにより、平均寿命が大幅に伸びたことなどから、世界のどこの国も経験したことのないスピードで高齢化が進んでおり、本市においては、平成35年には、3人に1人が高齢者になると予想されます。

こうした人口減少・少子高齢社会の進展は、労働力の減少や消費需要の減少による経済活動の減退のほか、年金、医療、介護などの社会保障費が増大、さらには、地域活力の低下など社会の様々な面で影響を与えることが懸念されています。

このため、今後は、人口減少・少子高齢社会を前提としたまちづくりが求められており、子どもを生み育てやすい、子どもたちが元気に成長できる環境づくりや豊富な知識や経験を持つ高齢者がまちづくりの貴重な担い手として、また、生きがいを持って社会参加できる環境づくりを整備するなど、社会の活力を維持していく必要があります。

#### 2 価値観やライフスタイルの多様化への対応

少子高齢化や未婚化・晩婚化の進展、経済格差の拡大などといった社会環境の変化に伴い、個人の価値観やライフスタイルはますます多様化しており、「物質的な豊かさ」から精神的な安らぎや潤いのある生活など



といった「心の豊かさ」を重視する傾向が強くなっています。

また、人口の流動化や核家族化の進展などによって、人間関係や地域社会への関心の希薄化、コミュニティの弱体化に伴う社会的孤立が大きな課題となっていますが、一方では、東日本大震災を契機として、人と人との絆や地域コミュニティによる支え合いの大切さが再認識されており、身近な地域社会での活動を通して、自らが主体的にまちづくりに関わっていこうとする意識も広がりつつあります。

こうした中で、市民ニーズも複雑多様化・高度化していることから、個性や能力を十分に発揮できる社会の形成が求められています。

さらに、近年、「幸福度」という指標が注目されており、内閣府において幸福度の指標化に向けた研究が進められるなど、まちづくりにおいては個人の幸福度をどう高めていくかという視点も重要になっています。

## 第2 安全・安心に対する意識の高まり

### 1 安全・安心の確保への対応

これまでの想定を超える大きな被害をもたらした東日本大震災を教訓に、市民への防災意識の啓発や自主防災組織の育成強化などの重要性が高まっています。

また、近年、内川沿いの高潮や局地的大雨による市街地周辺での浸水などの風水害による被害も発生しています。

このため、公共施設の耐震化、津波対策、雨水対策など防災対策の充実・強化を図ることが喫緊の課題となっています。

さらに、私たちの周りで発生する災害や危機は、自然災害だけでなく、都市や時代の変化とともに、大規模テロや原子力災害、新型インフルエンザ等の感染症など多岐に及んでいることから、総合的な危機管理体制の整備が求められています。

加えて、複雑化する特殊詐欺などの犯罪、食の安全や風評被害に対する懸念など、生活不安が広がる中、誰もが安全で安心して暮らせる環境を整備する必要があります。

### 2 環境問題の深刻化への対応

新興国における経済成長や世界人口が増大する中で、エネルギーの大量消費による地球温暖化、産業廃棄物問題、生物の多様性の損失など世界規模の環境問題が深刻化しています。

また、東日本大震災における原子力事故を受けて、将来を見据えたエネルギー供給のあり方について、国民の関心が高まっています。

環境に対する関心が高まる中で、豊かな自然環境を保全するとともに、省エネルギー化・再生可能エネルギーの導入の取組や廃棄物の減量化・資源化など、環境に配慮した循環型社会・低炭素社会の構築に向け、市民、事業者、行政などが、それぞれの役割分担のもと環境対策に取り組む必要があります。

### 第3 グローバル化の進展

#### 1 国際化の進展への対応

近年、中国をはじめとする東アジア諸国は急速な経済発展が遂げており、それに伴い、国際拠点港湾伏木富山港の外貿コンテナ取扱量は増加しています。

本市においては、伏木富山港の物流、産業、交流の中核的な役割を担う富山新港の優れたポテンシャルを生かした産業の振興を図るとともに、環日本海交流のゲートウェイとしての役割を担う地域として、国際化に対応したまちづくりを推進する必要があります。

また、市内に在住する外国人の数が、近年、飛躍的に増加していることから、国際化は、日常生活に大変身近なものとなっています。このような状況の中、国際交流団体を中心として、国際感覚に優れた人材の養成や国際化の進展に対応できる基盤を整備する必要があります。

#### 2 情報通信技術の進歩への対応

インターネットをはじめとする情報通信技術は急速に発展するとともに、普及が進み、働き方や消費者行動など日常生活の様々な面で大きな影響を及ぼしています。

また、スマートフォンやタブレット型パソコンなどの情報発信・入手媒体が多様化し、誰もが、時間的・空間的な制約を受けることなく、利用することが可能となっています。

情報通信技術は、防災、医療、福祉、産業、教育など様々な分野で、市民福祉の向上や地域の活性化に活用され、その果たす役割が大きくなっており、市民が利用しやすいシステムの構築が求められています。

一方で、プライバシーの保護や情報セキュリティの確保、デジタルデバイドへの対応、さらには、インターネットなどによる犯罪など、多くの問題が存在しており、その対策が必要となっています。

## 第4 持続可能な行財政運営

### 1 地方分権社会の進展への対応

平成12年の「地方分権一括法」施行以来、地方分権の推進に向けて、国と地方との役割分担や財源の枠組みの見直しなどが進められてきました。

また、平成22年には、地域主権戦略大綱が閣議決定され、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大や、ひも付き補助金の一括交付金化、さらには地方自治制度の見直しが行われるなど地方分権は着実に進展してきています。

一方で、国の出先機関の原則廃止や道州制などについても議論・検討されていることから、役割分担や地方税財源の充実を含め、その内容を注視していく必要があります。

こうした状況からも、基礎自治体である市町村には、政策の自己決定権が拡大し、自らの責任のもとに、地域の実情やニーズを踏まえた個性豊かなまちづくりを進めることが重要となっています。

このため、まちづくりの進め方も、市民と行政が一体となり、目的を共有しながらそれぞれの役割を分担して取り組む「協働のまちづくり」を一層推進する必要があります。

### 2 国・地方を通じた厳しい財政状況への対応

国・地方の財政は、人口減少や長引く景気の低迷等を受け税収が減少する一方、高齢化の進展に伴い、年金や医療などの社会保障関係経費が増加していることなどから、厳しい状況にあります。

本市の財政状況は、定員適正化計画に基づく人件費の抑制や事務事業の見直しを始めとする行財政改革の推進、さらには普通交付税の合併算定替や合併特例債の活用といった特例措置の影響により、各種財政指標は、いずれも健全とされる範囲で推移しています。

しかしながら、こうした合併による特例措置が近く終了年限を迎えることから、今後、本市の財政状況は、厳しさを増すものと想定されます。

今後、本市が引き続き健全財政を堅持していくためには、公共施設の統廃合や事務事業の見直しなど徹底した行財政改革を断行し、引き続き歳出規模の一層のスリム化を図るとともに、将来にわたる健全財政の堅持に向けた取組を着実に進める必要があります。

## 第5章 射水市の将来像

射水市が目指す将来像を次のとおり定めます。

豊かな自然 あふれる笑顔 みんなで創る きららか射水<sup>いみず</sup>

「海、川、野、そして、里山」という豊かな自然をいつまでも大切にしながら、すべての市民にとって住みやすく、安心して生活できるまちづくりを進めます。さらには、活力に満ち、将来を担う子どもたちをはじめ、市民誰もが笑顔にあふれ、夢と希望に満ち、そして、いきいきと輝く「射水市」を創造します。

## 第6章 まちづくりの基本理念

将来像を実現するため、次の3つの基本理念を定めます。

### 「きらめく 未来」

まちづくりの主役は市民です。市民が主体となったまちづくりを進めるためには、創造性豊かで、たくましい人材の育成が大切であり、将来の射水市を担う人づくり、様々な分野で活躍できる人づくりを基本とします。

### 「ひろがる 安心」

少子・高齢化が進行する中、誰もが生涯を通じて快適で、安心して暮らせることが大切であり、生み育てやすく、また、それぞれのライフスタイルの中で健康で生きがいの持てる社会を創り上げるため、人と環境にやさしく、誰もが住みよさを感じられる安心・安全の確保を基本とします。

### 「あふれる 元気」

本市が有する魅力あふれる資源を全国に発信しながら、すべての産業が将来に向け成長を続け、さらには、港を生かすことで、環日本海交流のゲートウェイとしての役割を担う都市として発展するため、元気と活力の創造を基本とします。

## 第7章 人口の見通し

〔人口、年齢別人口割合の推計〕

本市の人口は、平成22年の国勢調査では93,588人であり、前総合計画策定時における同年の推計人口(95,404人)に比べ1,816人の減となっています。当時の予測以上に人口減少が進んでおり、国全体が人口減少時代に入っていることや少子化等の影響から、今後も本市の人口は減少傾向が続くことが見込まれます。新たな人口推計では、総合計画の目標年度の平成35年度には9万人を割り込み、89,572人になるものと推計されました。

(1) 年少人口(15歳未満)割合

減少傾向が続き、平成35年には構成比が12.3パーセントになると見込まれます。

(2) 生産年齢人口(15歳～64歳)割合

減少傾向が続き、平成35年には構成比が55.3パーセントになると見込まれます。

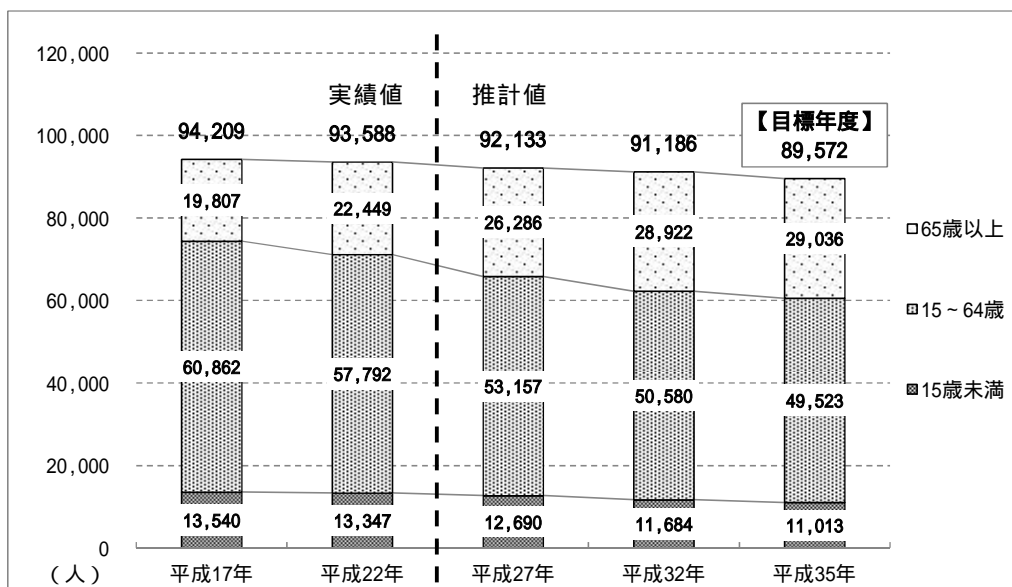
(3) 老年人口(65歳以上)割合

増加傾向が続き、平成35年には構成比が32.4パーセントになると見込まれます。

〔目標人口、世帯数〕

人口は都市の活力にもかかわることから、子どもを生き育てやすい環境づくりや企業誘致等による雇用対策のほか、交流人口の拡大や住宅施策等、本市固有の充実した各種施策を積極的に推進するとともに**魅力ある各種施策を市内外に情報発信することにより**、平成35年度の目標人口を90,000人、世帯数を31,700世帯とします。

## 人口の推移

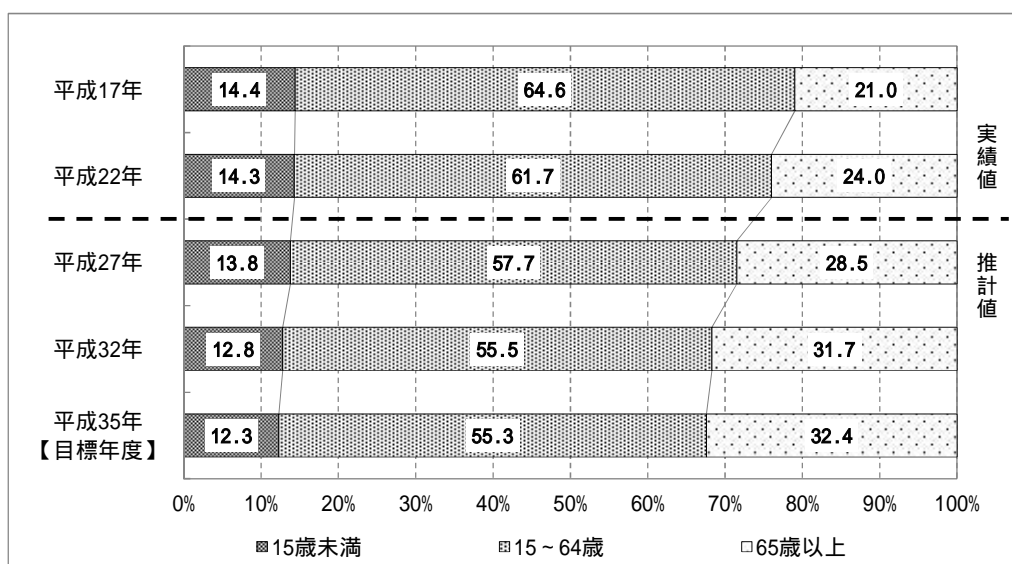


平成17年及び平成22年の実績値は国勢調査による

平成27年以降の推計値は、平成17年及び平成22年の国勢調査の結果を基準としたコーホート要因法による

推計には、「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）の生残率、子ども女性比、0～4歳性比の射水市の値を採用し、純移動率には、射水市の実績を基に算出した値を採用

## 年齢3区分別人口割合の推移



平成17年及び平成22年の実績値は国勢調査による

平成27年以降の推計値は、人口推計結果による

## 第 8 章 土地利用の方向性

### 第 1 土地利用の基本的な考え方

本市は、射水丘陵の一部の区域を除く市域のほとんどが富山高岡広域都市計画区域に含まれています。

土地利用については、これまでどおり自然環境や生産農地の保全に配慮するとともに、広域的な視野に立ち、人口及び産業の見通しと将来の発展動向を十分に勘案しながら、地域の個性・特性を生かした機能的で調和のとれた土地利用を推進します。

### 第 2 土地利用の方向

#### 1 都市地域

##### (1) 住宅地

住宅地は、超高齢社会に対応した暮らしやすさの確保、家屋が密集し防災上対策を要する地区でのゆとりある街並み形成、市街地の空洞化による行政投資の非効率化や空き家の増加による防犯・衛生上の懸念、地域コミュニティ機能の維持等の諸課題に対応するため、既成市街地等での居住環境の改善を図ります。

また、既成市街地での居住環境の改善に伴って生じる宅地需要に対して、市外への転出を抑え、転入を促進する受け皿として、人口と都市機能の適正な充足度合いや将来への持続性等に留意の上、市街化区域内農地等を活用した民間開発や土地区画整理事業を促進するとともに、住宅需要の高い地区では、地区計画制度を有効活用する等、秩序ある市街地の形成を図ります。

##### (2) 商業地

商業地は、現在 3 か所の既成市街地に分散しており、それぞれ高齢化の進行や周辺人口の減少、余暇・消費活動の多様化等により空洞化が進んでいます。

このため、商業者等と一体となって空き店舗をはじめとする未利用地等の活用を促進し、地域に根ざした魅力ある商業機能の維持・活性化と誘致に努めるとともに、交流拡大のため、幹線道路周辺における業務機能や商業拠点等の都市機能の集積と景観に配慮した沿道サービス等の立地を促進し、既成市街地との連携を図ります。

##### (3) 工業地

市民の雇用機会の確保や税収の増加による地域経済の活性化を図るため、市内工業団地の未売却地への企業誘致を一層推進します。また、

企業ニーズに即した既存工業団地の拡張や新たな工業団地の造成を検討します。

## 2 農業地域

農地は、本市の東部や中央部、そして南西部を中心として水田を主体とする優良な農業地域を形成しています。これらの地域においては、無秩序な農地転用を抑制し、ほ場の大区画化や農業水利施設の整備及び維持管理に努め、農業の振興を図ります。

また、農地本来が有する自然環境保全機能の維持に努めるとともに、優良農地の保全と農村集落の活力維持のため、新たな土地活用に向けた検討を行います。

## 3 海岸・河川地域

新湊大橋を中心としたベイエリアは、県内随一の観光スポットとなっており、更なるにぎわいの創出につなげるため、引き続き、観光集客施設や宿泊施設の誘致等、「新湊みなとまちづくり方策」に掲げた事業を推進します。

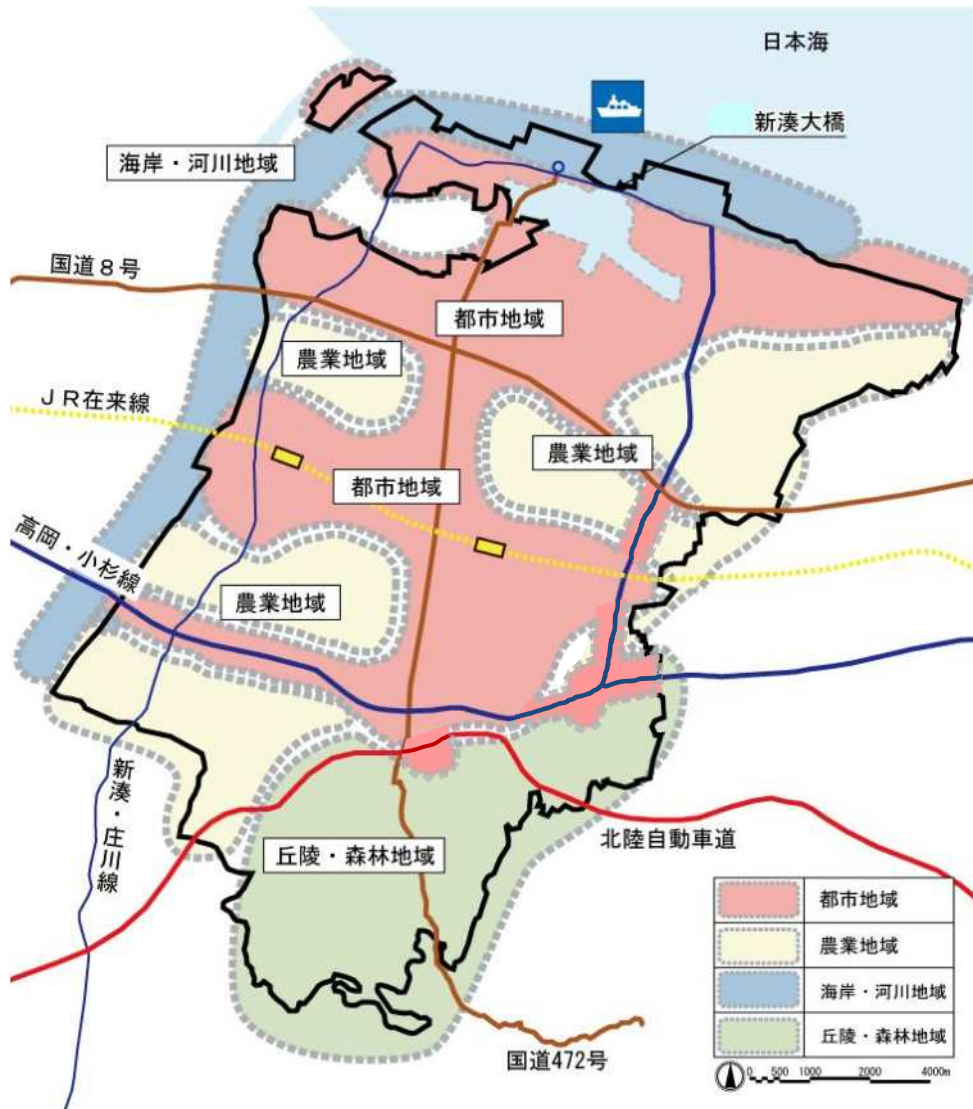
また、ベイエリアと市内を流れる庄川、内川、下条川等を有機的に結び、人々が集いにぎわい憩える交流拠点として魅力ある水辺空間の創出を進めます。

## 4 丘陵・森林地域

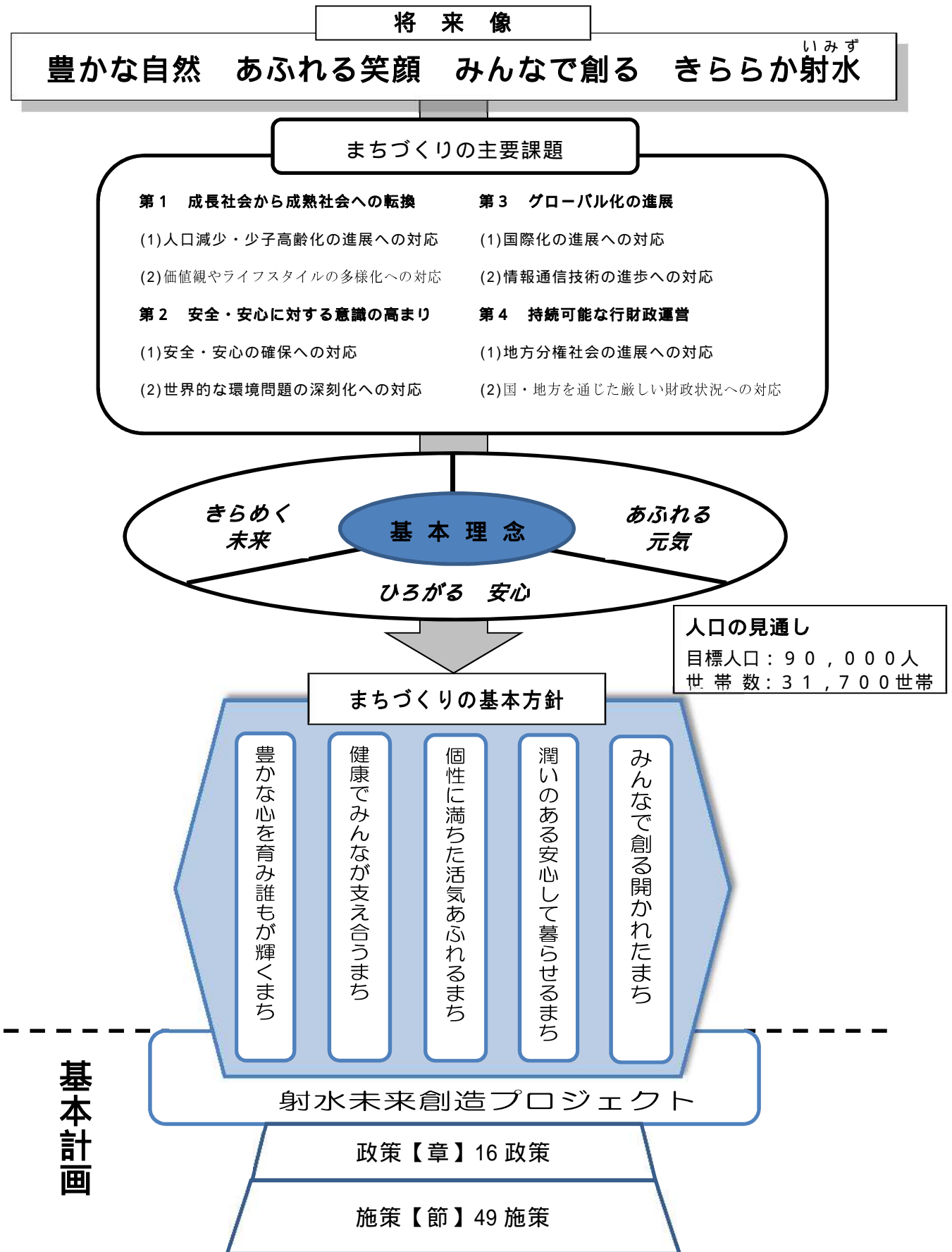
射水丘陵地を中心とする森林地域においては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させ、「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源循環利用林」に区分し、適切な整備や保全管理を進めるとともに、自然に学び、自然に親しむ空間の創出を進めます。



# 土地利用概念図



# 第9章 基本構想の構成図



## 第10章 まちづくりの基本方針

5つのまちづくりの基本方針は、その一つひとつが基本理念である「きらめく未来」、「ひろがる安心」、「あふれる元気」を受け継いでおり、将来へ向けた新しいまちづくりを具体化するための方向を示したものです。

### 第1 豊かな心を育み誰もが輝くまち

少子高齢社会が進展する中、安心して子どもを生ま育てられる環境を整備するとともに、次代を担う子どもたちの確かな学力の定着を図り、心豊かにたくましく子どもが育つよう、家庭や地域、学校が連携しながら、教育環境の整備を図ります。

また、個々の人生がより充実したものとなるよう、生涯学習やスポーツ、芸術・文化に親しむ機会を提供するなど、創造力豊かな心を育み誰もが輝くまちづくりを目指します。

#### 1 元気な子どもを育むまちづくり

家庭を持つことや子育てに喜びを感じ、安心して子どもを生ま育てることができるよう、総合的な少子化対策や子育て支援の充実を図ります。

また、将来を担う子どもたちが、確かな学力を身に付け、時代の変化に対応できるよう、社会性や道徳性を育む教育を進めるとともに、安心して学校生活を送るための教育環境の整備を進めます。

さらに、地域の自然や伝統文化に触れながら郷土愛を育むなど、子どもたちの心と体の健やかな成長を家庭、学校及び地域が連携して支える体制づくりを進めます。

#### 2 みんなが学び豊かな心を育むまちづくり

誰もが生涯を通じて学習活動を行い、その成果が地域で生かされるよう、様々な学習機会の提供や指導者等の確保、活動団体や地域間の交流・連携等、生涯学習推進体制の充実を図ります。

また、個々の目的に応じ、芸術・文化やスポーツに親しむことができる機会の提供等、生きがいを感じながら心豊かに過ごすことができる環境づくりを進めます。

#### 3 みんなが思いやりあるまちづくり

人権尊重の理念の下、子ども、高齢者、障がい者、外国人等誰もが互いを尊重する社会づくりを進めます。また、男女が性別にとらわれず一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できる環境の整備を図るなど、互い

に認め合い、思いやりのある住みよい社会形成を進めます。

## 第2 健康でみんなが支え合うまち

高齢者、障がい者等が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、社会参加への支援を行うとともに、互いが支え合うやさしさあふれるまちづくりを進めます。

また、健康的な生活習慣を身に付けるため、市民の健康づくりを支援し、「健康寿命の延伸」を推進するとともに、市民病院と地域医療が連携し、病気の時でも安心できる医療体制の充実を進めるなど、健康でみんなが支え合うまちを目指します。

### 1 健康で元気なまちづくり

市民一人ひとりが健康的な生活習慣を身につけるために、ライフステージに応じた健康づくりを支援し、市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう支援体制の整備を進めます。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステムを構築し、高齢者が尊厳を保ちながら、自分らしい暮らしを続けることができる環境づくりを進めます。

### 2 やさしさで支え合うまちづくり

高齢者、障がい者、子ども等、すべての人に必要な支援が行き届くよう、市民が主体となって、地域ぐるみで支え合う福祉体制づくりを進めます。

また、障がい者の社会参加を支援し、地域で安心して生活を営むことができる共生社会の実現に向けた取組を進めます。

さらに、誰もが安心して医療や介護を受けられるよう、国民健康保険及び介護保険制度の適正な運営と財政の健全化、後期高齢者医療制度及び国民年金制度の周知を図るとともに、生活保護受給者や生活困窮者に自立を促すための支援体制づくりを進めます。

### 3 医療体制の整ったまちづくり

市民がいつでも安心して、適切な質の高い医療が受けられるよう、かかりつけ医と市民病院との連携による医療体制の充実を進めます。

また、市民病院については、本市の救急医療、災害医療の拠点としての体制を整備し、特色のある医療の提供、予防医療など魅力のある病院運営と経営健全化を進めます。

### 第3 個性に満ちた活気あふれるまち

新湊大橋の開通や北陸新幹線の開業など新たな社会資本の効果を最大限に生かし、魅力的な地域資源を活用した観光振興や商工業の活性化、企業誘致を進め、交流人口の増加を図り、まちのにぎわいを創出します。

また、ブランド化、6次産業化を推進するなど農林水産業の振興を図るとともに、あらゆる産業等に携わる人たちが安心して働ける環境づくりに努めるなど、元気で活気あふれるまちを目指します。

#### 1 個性を生かしたまちづくり

「射水市観光・ブランド戦略プラン」を基に、本市の豊かな地域資源の魅力为全国に発信し、射水市の地域イメージの向上と定着を図ります。

また、新湊大橋を中心とする「射水ベイエリア」の魅力を高めるとともに、豊かな歴史と文化が薫るまちなみ等、地域の個性を生かした取組を推進し、多くの観光客でにぎわう活力ある地域づくりを進めます。

さらに、国内外における様々な都市との交流を促進するとともに、本市に居住、あるいは訪れる外国人が安心して過ごせる多文化共生社会づくりを進めます。

#### 2 活気ある商工業が栄えるまちづくり

商工関係団体と連携し、商工業の活性化と経営基盤強化の促進を図るとともに、学術研究機関等との協働により、新たな商品の開発や成長産業の創出を図ります。

また、港湾や高速道路等が整備された立地環境の優位性、さらには新幹線開業も踏まえ、特色ある企業誘致活動を展開することで、地域経済の活性化や雇用創出につながる企業立地の実現を図ります。

#### 3 豊かな資源を生かしたまちづくり

国の農業政策が大きな転換期を迎える中、効率的かつ安定的な農業経営が可能となるよう、農地の集積化や集落営農組織の育成・発展に努めるとともに、農産物のブランド化や6次産業化を進めるなど高付加価値化を推進し、安定した農業の振興を図ります。

射水丘陵（里山）においては、健全な森林を次世代へ引き継げるよう適切な整備と保全管理を進めます。

また、漁港整備を促進するとともに、漁場環境の保全や養殖技術の研究、6次産業化等を推進し、射水市が誇る漁業のさらなる振興を進めます。

さらには、豊かな水産資源の一層のPR活動を展開するとともに、多

様化する消費者ニーズを的確にとらえた新商品の開発支援と販路拡大を図ります。

#### 4 誰もがいきいきと働くまちづくり

企業誘致等により雇用機会の創出を図るとともに、関係機関と連携し、職業紹介・情報提供機能の強化、働く意欲のある方の職業能力の開発を進めることで、就業機会の拡大を進めます。

さらには、勤労者の福利厚生の実を促進することで、誰もがいきいきと働ける職場環境づくりを促進し、企業の活力向上を図ります。

### 第4 潤いのある安心して暮らせるまち

快適な公共交通の確保や機能的で安全・安心な道路網の整備、空き家対策等を推進し、市民が便利で快適に暮らせる生活基盤の整備を進めます。

また、公共施設耐震化や雨水対策など防災基盤の整備や危機管理体制の強化を図るとともに、交通事故や犯罪が起こりにくいまちづくりを進めます。さらに、市民と行政が一体となって、環境保全や循環型社会の構築に取り組むなど、自然と調和した安心して暮らせるまちを目指します。

#### 1 自然とともに生きるまちづくり

環境保全及び創造に対する市民の理解や意識の高揚を図るための環境教育を推進し、市民、事業者、行政が連携して環境保全を進めます。

また、循環型社会・低炭素社会の構築に向けて、太陽光、風力、バイオマスなど自立分散型の再生可能エネルギーの導入や、ごみの減量化及び再資源化を促進し、環境にやさしいまちづくりを進めます。

#### 2 快適で利便性の高いまちづくり

市街地から自然環境を保全する丘陵部まで、それぞれの地域の特性を十分に生かしながら、有効かつ効果的な土地の活用を図ります。

また、誰もが利用しやすい公共交通網や地域の連携を支える道路網を機能的に整備することにより生活環境の利便性の向上に努めるとともに、北陸新幹線の開業に向けた新高岡駅・富山駅へのアクセス強化を図ります。

#### 3 快適で住みよいまちづくり

良好な宅地形成と日常生活に必要な居住環境の実を促るとともに、今後ますます増加すると思われる空き家対策を講じることにより、既成市街地における活力維持と活性化を図ります。

また、生活道路、公園等のバリアフリー化やユニバーサルデザインの

導入を進めるとともに、本市の特色である海岸部や市街地を流れる河川等の水辺空間や歴史ある街並み等を生かした個性的で魅力あるまちづくりを進めます。

さらに、上下水道環境を充実するなど、豊かで快適な生活環境の整備を進めます。

#### 4 安心して暮らせるまちづくり

災害を始めとした緊急事態から市民の生命・財産を守るため、緊急時の初動体制の確立と市民の自助共助意識の高揚に取り組むとともに、公共施設等の安全性を強化し、災害に強いまちづくりを進めます。

また、地域ぐるみで交通安全、防犯対策、消費者被害の未然防止に向けた取組を進め、市民が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

さらには、市民が主体となった地域ぐるみ除排雪活動や除排雪機械、消雪施設の整備を推進し、雪に強いまちづくりを進めます。

### 第5 みんなで創る開かれたまち

住民ニーズが高度化・多様化する中であって、地域にあったまちづくりを実現するため、市民の参画と協働のまちづくりを促進するとともに、地域活動に学生が参画するための仕組みを構築するなど、市民の参画と協働によるまちづくりを進めます。

また、厳しい財政状況にあって、市民ニーズをとらえた各種施策を計画的に実施していくため、より一層の行財政改革を進め、健全かつ市民満足度の高い行政運営を進めるなど、みんなで創る開かれたまちを目指します。

#### 1 市民が主役のまちづくり

市民と行政が情報を共有し相互理解を深めるため、分かりやすく開かれた広報・広聴活動を展開します。

また、地域振興会やNPO・ボランティア団体等による自主的・主体的な活動の活性化やまちづくりを担う人材の育成等を進めるとともに、協働事業の活用を促進するなど、市民が主役となるまちづくりを進めます。

さらには、学生と地域、学生同士の交流を促す取組を進める等、学生が参画するまちづくりを進めます。

#### 2 むだのない開かれたまちづくり

市民一人ひとりの大切な個人情報や厳重に管理する一方、市民にとって必要な情報は積極的に公開し、透明性の高い市政運営を進め、信頼さ

れるサービス、効率的で利便性の高い行政サービスを提供します。

また、厳しい財政状況が続く中、組織機構の見直しや民間活力の導入等、限られた財源・人的資源を有効に活用するほか、一層の行財政改革を行い、持続可能で健全な行財政運営を進めます。



# 第 1 1 章 構想の実現を目指して

総合計画を着実に推進していくため、本市を取り巻く社会経済状況等を的確に把握し、時代に適応した市政を進めていく必要があります。

## 第 1 市民等との協働による計画の確実な推進

計画の実施に当たっては、市民が主役のまちづくりを基本とし、市民の市政への自主的・主体的な参画のもと、将来像の実現に向け着実に事業を推進していきます。

また、社会経済情勢や価値観の変化に伴い市民ニーズが多様化・高度化する中で、地域の実情に合ったまちづくりを推進するため、協働意識の一層の醸成を図りながら、協働のまちづくりを促進する必要があります。

このため、積極的な情報開示を行い、市民と行政が情報を共有するとともに互いの役割を明確にし、より良いパートナーとして知恵を出し合い、魅力あるまちづくりを実践します。

また、高等教育機関を始めとする各種教育機関、研究機関等との連携を更に推し進め、お互いが協力しながら目標の達成を目指します。

## 第 2 成果を重視した計画の進行

計画の実効性を確保するため、それぞれの事業の成果を重視した計画の進行管理に努めます。「市民の生活向上にどのような成果があったのか。」「市民の満足度はどうか。」等、市民の目線に立った目標を定め、これらを検証しながら着実に計画を進めていきます。

## 第 3 健全な行財政運営に裏打ちされた計画の推進

厳しい財政環境において、計画を着実に推進するためには、簡素で効率的な行政運営と健全で持続可能な財政運営を行うことが不可欠です。

このため、国や県等と連携を深めるなど、効果的かつ効率的に各種施策を推進するとともに、安定した財源の確保、行政組織機構の簡素化や事務事業の見直し、公共施設の適正配置など、市民の理解と信頼のもと、一層の行財政改革に取り組み、健全な行財政運営を基本としながら、着実に計画を進めていきます。

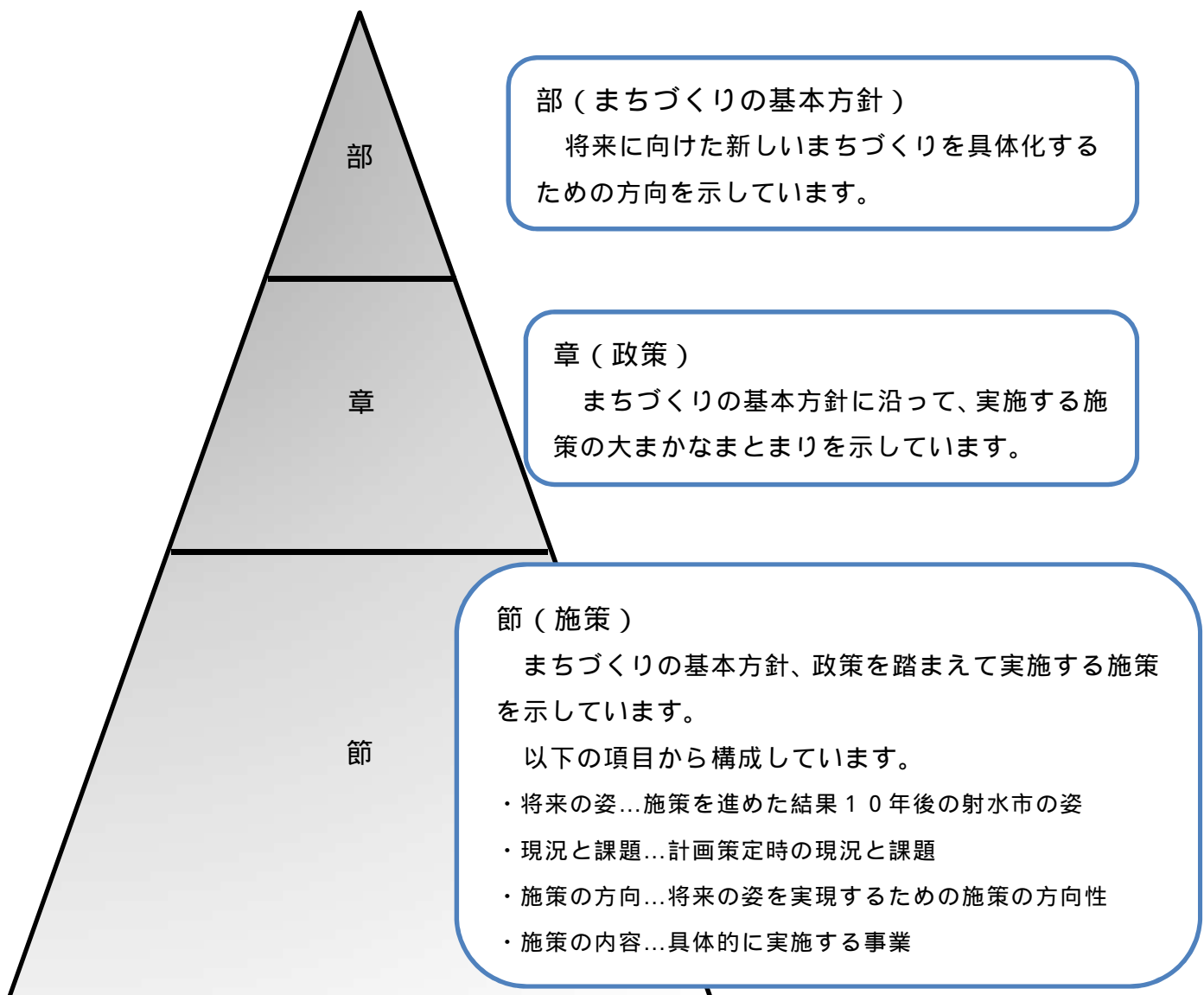
# 基本計画

## 第1章 総論

### 第1 基本計画の構成

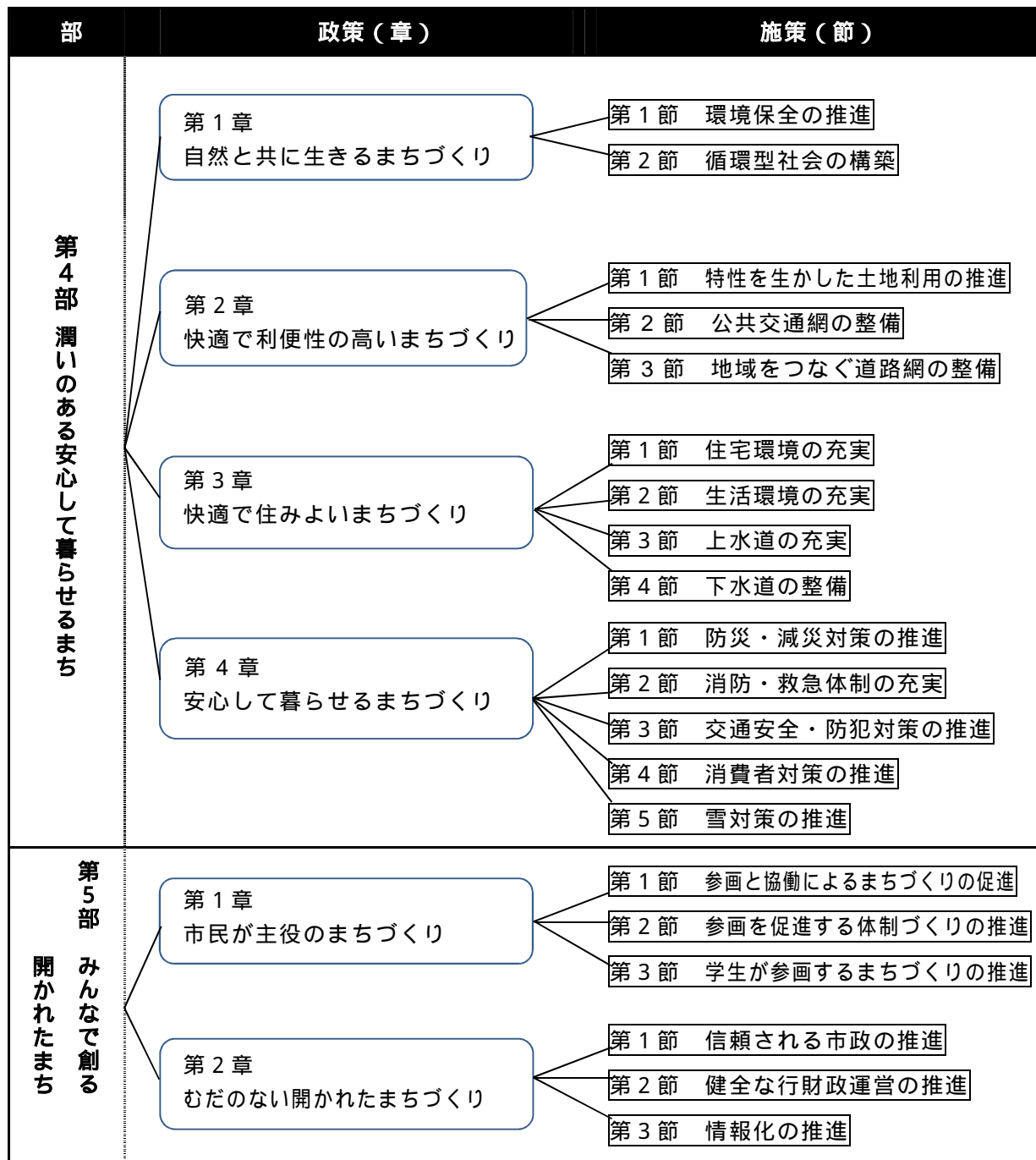
基本計画は、基本構想に示された将来像「豊かな自然 あふれる笑顔 みんなで創る きららか射水」の実現のため設定された「まちづくりの基本方針」と、それに沿って今後10年間に射水市が行う「政策」、「施策」の3つの階層に分け、それぞれ「部」、「章」、「節」として構成しています。

施策の実施に当たっては、「きらめく 未来」、「ひろがる 安心」、「あふれる 元気」の3つの基本理念を踏まえ展開していきます。



## 第2 基本計画の体系

| 部                       | 政策（章）                     | 施策（節）                 |
|-------------------------|---------------------------|-----------------------|
| 第1部<br>豊かな心を育み誰もが輝くまち   | 第1章<br>元気な子どもを育むまちづくり     | 第1節 子ども・子育て支援の推進      |
|                         |                           | 第2節 学校教育の充実           |
|                         |                           | 第3節 教育施設の充実           |
|                         |                           | 第4節 家庭教育・地域における教育の充実  |
|                         | 第2章<br>みんなが学び豊かな心を育むまちづくり | 第1節 生涯学習活動の推進         |
|                         |                           | 第2節 芸術・文化の継承と創造       |
|                         |                           | 第3節 スポーツ・レクリエーションの推進  |
|                         | 第3章<br>みんなが思いやりあるまちづくり    | 第1節 男女共同参画の推進         |
|                         |                           | 第2節 人権尊重社会の推進         |
| 第2部<br>健康でみんなが支え合うまち    | 第1章<br>健康で元気なまちづくり        | 第1節 健康づくりの推進          |
|                         |                           | 第2節 高齢社会対策の推進         |
|                         | 第2章<br>やさしさで支え合うまちづくり     | 第1節 地域福祉の推進           |
|                         |                           | 第2節 障がい者福祉の充実         |
|                         |                           | 第3節 社会保障の充実           |
|                         | 第3章<br>医療体制の整ったまちづくり      | 第1節 医療体制の充実           |
|                         |                           | 第2節 市民病院における質の高い医療の提供 |
|                         |                           | 第3節 発展性のある市民病院の運営     |
|                         | 第3部<br>個性に満ちた活気あふれるまち     | 第1章<br>個性を生かしたまちづくり   |
| 第2節 観光の振興               |                           |                       |
| 第3節 港湾機能の整備促進とみなとまちづくり  |                           |                       |
| 第4節 国内外交流の推進            |                           |                       |
| 第2章<br>活気ある商工業が栄えるまちづくり |                           | 第1節 新産業の育成            |
|                         |                           | 第2節 企業誘致の推進           |
|                         |                           | 第3節 商工業の振興            |
| 第3章<br>豊かな資源を生かしたまちづくり  |                           | 第1節 農業の振興             |
|                         |                           | 第2節 森林・林業の振興          |
|                         |                           | 第3節 水産業・水産加工業の振興      |
| 第4章<br>誰もがいきいきと働くまちづくり  |                           | 第1節 雇用対策の充実           |
|                         |                           | 第2節 職場環境の向上           |

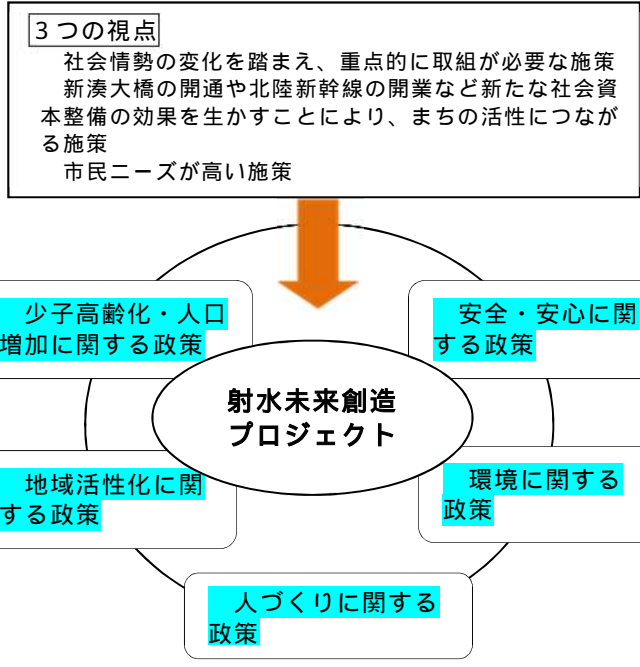


# 重点プロジェクト（イメージ図）

まちづくりの5つ基本方針に沿った基本計画の分野別計画に示す施策・事業のうち、3つの視点により、特に重点的・戦略的に取り組む施策・事業を重点プロジェクト「射水未来創造プロジェクト」と位置付けます。

「射水未来創造プロジェクト」では、政策の体系を超えて、施策・事業を横断的・一体的に、また集中的に展開することにより、総体として計画の実効性を高めるとともに、市民一人ひとりが、射水市に愛着と誇りを持ち、「住みたい、住み続けたい」と感じる魅力のあるまちづくりに取り組みます。

「射水未来創造プロジェクト」は、5つの政策分野で構成します。



## 1 少子高齢化・人口増加に関する政策

- (1) 安心して子育てができる環境の整備
  - ・総合的な少子化対策の推進
  - ・子ども・子育て支援の推進
  - ・子育てに係る経済的支援の充実
- (2) 健やかな子どもが育つ教育環境の充実
  - ・確かな学力の定着
  - ・心身ともに健やかな子どもの育成
  - ・学校施設の整備推進
- (3) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備
  - ・高齢者への自立支援
  - ・介護サービスの充実
- (4) 定住・半定住対策の促進
  - ・総合的な少子化対策の推進
  - (男女の健全な出会いの場の創出支援)
  - ・地域間交流の促進
  - ・既成市街地への居住の促進と空き家対策
  - ・土地区画整理等の促進

## 3 地域活性化に関する政策

- (1) 雇用の創出
  - ・企業誘致の推進
  - ・雇用環境の変化への対応
- (2) 産業の振興
  - ・射水ブランドの育成と確立
  - ・学術研究機関や金融機関等との連携
  - ・商工業活性化と経営基盤の強化
  - ・活力ある農業の推進
  - ・漁業支援策の充実
- (3) 観光の振興
  - ・観光資源の活用・充実
  - ・観光振興体制の充実
  - ・港湾機能の充実
  - ・みなとまちづくり方策の推進
  - ・快適な交通環境の整備（鉄道関連施設の整備等）
  - ・広域交流を活発化する公共交通機関の充実

## 5 人づくりに関する政策

- (1) 地域づくりを担う人材育成の推進
  - ・市民との協働のまちづくりの促進
  - ・学生の地域活動への参画
- (2) 豊かな心を育む環境の充実
  - ・学校における郷土愛を育む教育の推進
  - ・生涯学習推進体制の充実
  - ・芸術文化活動の推進
  - ・スポーツ・レクリエーション活動の推進
- (3) 思いやりのある心の醸成
  - ・人権尊重社会のための活動の推進
  - ・子どもの権利尊重社会の推進
  - ・地域福祉支援体制の拡充
  - ・観光案内の充実及びおもてなしの心の醸成

## 2 安全・安心に関する政策

- (1) 災害に強い都市基盤の整備
  - ・学校施設の整備推進（防災関連）
  - ・機能的で安全・安心な道づくり
  - ・上水道施設における耐震化整備の推進
  - ・雨水対策の推進
  - ・防災基盤の整備
- (2) 地域の防災体制の整備
  - ・学校における安全教育の推進
  - ・災害医療体制の構築
  - ・市民病院における災害対応体制の充実
  - ・災害等の発生時における組織体制の強化と迅速な対応の強化
  - ・消防力の維持・強化

## 4 環境に関する政策

- (1) 環境保全の推進
  - ・学校における郷土愛を育む教育の推進（環境教育の推進）
  - ・学校施設の整備推進（環境にやさしい施設整備）
  - ・海岸の整備と活用の推進（海岸の愛護思想の普及啓発）
  - ・漁業支援策の充実（漁場環境の保全）
  - ・環境保全及び創造に向けた取組の推進
  - ・自然保護対策の推進
  - ・緑豊かな環境と公園整備の推進
- (2) 循環型社会の構築
  - ・地球温暖化防止対策の推進
  - ・再資源化の推進
  - ・ごみ減量化の推進

### 第3 重点プロジェクト

#### 1 重点プロジェクトの考え方

まちづくりの5つの基本方針に沿った基本計画の分野別計画に示す施策・事業のうち、次の3つの視点により、重点的・戦略的に取り組む施策・事業を重点プロジェクト「射水未来創造プロジェクト」と位置付けます。

「射水未来創造プロジェクト」では、政策の体系を超えて、施策・事業を横断的・一体的に、また集中的に展開することにより、総体として計画の実効性を高めるとともに、市民一人ひとりが、射水市に愛着と誇りを持ち、「住みたい、住み続けたい」と感じる魅力のあるまちづくりに取り組みます。

これにより基本構想に掲げた目指す将来像「豊かな自然 あふれる笑顔 みんなで創る きららか射水」の実現を目指します。

なお、社会情勢等の変化により、新たに重点的・戦略的に取り組む必要がある課題が発生した時は、見直すこととします。

#### 3つの視点

社会情勢の変化を踏まえ、重点的に取組が必要な施策  
新湊大橋の開通や北陸新幹線の開業（平成27年春）など新たな社会資本整備の効果を生かすことにより、まちの活性につながる施策  
市民ニーズが高い施策

#### 2 「射水未来創造プロジェクト」の構成

「射水未来創造プロジェクト」は、次の5つの政策分野で構成します。

##### (1) 少子高齢化・人口増加に関する政策

子どもを生み育てやすい環境の整備や高齢者が地域で安心して生活ができる環境を整備するとともに、交流人口の増加を図る施策を展開するなど、みんなが住みたい、住み続けたいと感じられるまちづくりを進めます。

| 主要事業             | 主な内容                                      |
|------------------|---|
| 安心して子育てができる環境の整備 |   |
| 総合的な少子化対策の推進     | ・少子化対策の推進<br>・少子化対策・子育て支援に対する情報提供の充実      |
| 子ども・子育て支援の推進     | ・保育園・幼稚園・認定こども園運営の推進・促進<br>・地域の子育て支援事業の充実 |
| 子育てに係る経済的支援の充実   | ・医療費助成制度の充実<br>・保育料等の負担の軽減                |

| 健やかな子どもが育つ教育環境の充実  |   |
|--------------------|---|
| 確かな学力の定着           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎学力の定着</li> <li>・問題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力の育成</li> </ul>              |
| 心身ともに健やかな子どもの育成    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・たくましい子どもの育成</li> <li>・問題行動等の対応</li> </ul>                             |
| 学校施設の整備推進          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設・設備の計画的な整備・充実</li> </ul>  |
| 高齢者が安心して暮らせる環境の整備  |   |
| 高齢者への自立支援          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・元気な高齢者への活動支援</li> <li>・社会参加の促進と生きがいづくり</li> <li>・介護予防活動の推進</li> </ul> |
| 介護サービスの充実          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅支援の充実</li> <li>・介護サービス基盤の充実</li> </ul>                              |
| 定住・半定住対策の促進        |   |
| 総合的な少子化対策の推進       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・少子化対策に関する施策の総合的な推進（男女の健全な出会いの場の創出支援）</li> </ul>                       |
| 地域間交流の促進           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・移住・二地域居住の推進</li> <li>・都市農村漁村交流の促進</li> </ul>                          |
| 既成市街地への居住の促進と空き家対策 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家対策に関する各種助成制度の創設</li> <li>・高齢者や若者、子育て世代等の定住に向けた施策の推進</li> </ul>     |
| 土地区画整理等の促進         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理事業の促進</li> <li>・指定宅地取得の支援等</li> </ul>                           |

## (2) 安全・安心に関する政策

市民の暮らしや尊い生命、財産を守るため、避難所となる公共施設の耐震化や近年、多発するゲリラ豪雨などの雨水対策を推進するとともに、地域の防災体制を強化するなど安全で安心なまちづくりを進めます。

| 主要事業           | 主な内容  |
|----------------|---|
| 災害に強い都市基盤の整備   |   |
| 学校施設の整備推進      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設の耐震性の確保と防災機能の充実</li> </ul>                              |
| 機能的で安全・安心な道づくり | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に強い道づくり（災害時においても通行できる道路交通の確保、道の駅の防災拠点としての機能充実）</li> </ul> |

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| 上水道施設における耐震化整備の推進           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要施設耐震化の推進</li> <li>・災害・危機管理対策の充実</li> </ul>                                  |
| 雨水対策の推進                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水状況に応じた効果的な対策の推進</li> </ul>  |
| 防災基盤の整備                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災都市づくりの推進（防災行政無線の整備、公共施設の耐震性の向上、住環境の改善や良質な住宅の供給、海岸・河川整備と浸水対策の推進等）</li> </ul> |
| <b>地域の防災体制の整備</b>           |   |
| 学校における安全教育の推進               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災教育の充実</li> <li>・安全な教育環境の整備</li> </ul>                                       |
| 災害医療体制の構築                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民病院、市内医療機関及び災害拠点病院との連携強化</li> </ul>  |
| 市民病院における災害対応体制の充実           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応体制の充実（施設の耐震化整備、災害に備えた医薬品等の備蓄等）</li> </ul>                                 |
| 災害等の発生時における組織体制の強化と迅速な対応の確保 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動体制の整備の推進</li> <li>・市民意識の高揚</li> </ul>                                       |
| 消防力の維持・強化                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防施設・資機材の整備</li> <li>・消防団の維持活性化</li> </ul>                                    |

### (3) 地域活性化に関する政策

新湊大橋の開通や北陸新幹線の開業などの効果を最大限に生かし、企業の誘致や産業の活性化を図るとともに、魅力的な観光資源を発掘・活用し、交流人口の増加を図るなど活力あるまちづくりを進めます。

| 主要事業         | 主な内容  |
|--------------|---|
| <b>雇用の創出</b> |   |
| 企業誘致の推進      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存工業団地の整備</li> <li>・新たな工業団地の検討</li> <li>・企業誘致活動の推進</li> </ul>         |
| 雇用環境の変化への対応  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用動向の的確な把握と職業紹介・情報提供機能の強化</li> <li>・女性、高齢者、障がい者等の雇用の促進</li> </ul>     |
| <b>産業の振興</b> |   |
| 射水ブランドの育成と確立 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特産品のブランド化</li> <li>・射水ブランド商品の育成</li> <li>・射水市の地域イメージの定着、向上</li> </ul> |



|                     |  |
|---------------------|--|
| 学術研究機関や金融機関等との連携    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学術研究機関と企業との交流・連携の促進</li> <li>・産学官金連携による共同研究の推進</li> </ul>  |
| 商工業活性化と経営基盤の強化      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規出店や特色ある商店の創出への支援</li> <li>・後継者育成に対する支援</li> <li>・企業の新規事業の創出や販路拡大への支援</li> </ul>                    |
| 活力ある農業の推進           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立できる農業の推進（ブランド力向上促進、6次産業化の推進等）</li> <li>・担い手の育成・確保</li> <li>・地域資源を利用した産業の創出（地域バイオマスの利活用）</li> </ul> |
| 漁業支援策の充実            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・つくり育てる漁業の充実（6次産業化への支援等）</li> <li>・漁場環境の保全</li> </ul>   |
| <b>観光の振興</b>        |  |
| 観光資源の活用・充実          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベイエリアの活用</li> <li>・歴史や伝統文化の活用</li> <li>・滞在型観光の促進</li> </ul>  |
| 観光振興体制の充実           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光情報発信の強化</li> <li>・観光インフラの整備</li> </ul>   |
| 港湾機能の充実             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾の利用促進</li> <li>・港湾のにぎわいの創出</li> </ul>  |
| みなとまちづくり方策の推進       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観を重視した海王町、海竜町の新たなまちづくりとにぎわいの創出</li> <li>・東西埋立地と新湊地区市街地との連携</li> </ul>                               |
| 快適な交通環境の整備          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通の利用促進（鉄道関連施設の整備及び駅機能の強化、交通ターミナル整備の検討、共通利用できるICカード導入の検討等）</li> </ul>                              |
| 広域交流を活発化する公共交通機関の充実 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域観光の推進及び観光スポットへのアクセス向上</li> <li>・北陸新幹線の早期整備に向けた事業の推進</li> </ul>                                     |

#### (4) 環境に関する政策

本市にある豊かな自然を次世代に継承するため、市民、事業者、行政等の連携のもと自然環境の保全を図るとともに、循環型社会の構築に努め、環境にやさしいまちづくりを進めます。

| 主要事業              | 主な内容   |
|-------------------|--|
| 環境保全の推進           |  |
| 学校における郷土愛を育む教育の推進 | ・環境教育の推進                                       |
| 学校施設の整備推進         | ・環境にやさしい学校施設の整備（エコスクール整備の推進）                   |
| 海岸の整備と活用の推進       | ・海岸の愛護思想の普及啓発（地域ぐるみの清掃活動等、美化運動の促進等）            |
| 漁業支援策の充実          | ・漁場環境の保全                                       |
| 環境保全及び創造に向けた取組の推進 | ・環境基本計画の推進<br>・環境保全意識の高揚、啓発<br>・地域の環境美化活動の推進   |
| 自然保護対策の推進         | ・自然環境保全の推進（生物多様性の確保、水辺、里山等の自然の保全・整備等）          |
| 緑豊かな環境と公園整備の推進    | ・公園・緑地の整備と緑化の推進                                |
| 循環型社会の構築          |  |
| 地球温暖化防止対策の推進      | ・地球温暖化防止意識の啓発<br>・再生可能エネルギーの導入・促進              |
| 再資源化の推進           | ・リサイクルの推進<br>・家電リサイクルの推進                       |
| ごみ減量化の推進          | ・ごみの発生・排出を抑制する社会システムへの転換<br>・廃棄物等の適正処理と施設整備の推進 |

#### (5) 人づくりに関する政策

「人づくり」は、まちづくりの原点であるとの考えのもと、地域づくりをリードする人材の育成や豊かな心を育む環境の充実を図るなど人が育ち、人が輝くまちづくりを進めます。

| 主要事業            | 主な内容  |
|-----------------|---|
| 地域づくりを担う人材育成の推進 |   |
| 市民との協働のまちづくりの促進 | ・参画・協働の基盤づくり（地域づくりを担う人材の育成等）                  |
| 学生の地域活動への参画     | ・学生による協働のまちづくりの推進（まちづくりコンペの実施、学生提案型市民協働事業の推進） |

| 豊かな心を育む環境の充実        |   |
|---------------------|---|
| 学校における郷土愛を育む教育の推進   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域素材・施設・人材を生かしたふるさと学習の充実（地域に根ざした総合的な学習の推進等）</li> <li>・ 郷土の伝統的芸能・芸術への理解</li> </ul>  |
| 生涯学習推進体制の充実         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の学習を充実させる人材の育成（指導ボランティア等の確保、地域人材の発掘・確保等）</li> </ul>                              |
| 芸術文化活動の推進           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 芸術文化活動の指導者や芸術家の育成・活用と活動の場の提供</li> <li>・ 芸術文化団体の育成、支援及び活性化</li> </ul>               |
| スポーツ・レクリエーション活動の推進  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国の舞台で活躍できる選手の育成と強化</li> <li>・ スポーツを支える人材の育成と活用</li> </ul>                         |
| 思いやりのある心の醸成         |   |
| 人権尊重社会のための活動の推進     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権尊重の普及啓発（学校教育や社会教育における人権教育の充実等）</li> </ul>  |
| 子どもの権利尊重社会の推進       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの権利に関する啓発活動の推進（学校、幼稚園、保育園や家庭における子どもの権利についての学習機会の充実等）</li> </ul>                 |
| 地域福祉支援体制の拡充         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域福祉支援体制の充実（ボランティアなど社会貢献活動の促進等）</li> <li>・ 福祉に対する意識の向上（助け合い、支え合い意識の向上等）</li> </ul> |
| 観光案内の充実及びおもてなしの心の醸成 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ おもてなしの心の醸成（おもてなしの心の向上研修会等の開催等）</li> </ul>  |